宮田村教育委員会５月定例会々議事項

日時　平成27年5月25日（月）午後1時30分
場所　宮田村民会館 第1研修室

1　教育委員長あいさつ

2　会議録承認　・4月定例会　（事前配布）

3　議　題

(1) 議　事

議1号　宮田村子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部改正について　（資料1）

議2号　6月議会提案事項について　（資料1）

議3号　宮田村学校支援実行委員会(ｷｬﾘｱ教育推進協議会）について　（資料1）

(2) 報　告

報告1号　教育委員会活動報告（教育長報告）4～5月　（1ﾍﾟｰｼﾞ）

報告2号　平成27年度審議会等の委員の選任について(文書確認事項)

・社会教育委員　（2ﾍﾟｰｼﾞ）

・公民館運営審議会の委員　（3ﾍﾟｰｼﾞ）

報告3号　学力向上事業(横浜市小幡小学校視察)について　（別紙）

報告4号　上伊那の総合教育会議の開催状況及び教育大綱の策定内容について　（4ﾍﾟｰｼﾞ）

報告5号　子育て応援ﾌﾟﾚﾐｱﾑ商品券について　（6ﾍﾟｰｼﾞ）

報告6号　宮田村議会全員協議会（5/11）報告事項　（7ﾍﾟｰｼﾞ）

報告6号　要支援児童・生徒について　（8ﾍﾟｰｼﾞ）

4　その他

(1) 発達障がいについての広報について

(2) 当面の日程について　（13ﾍﾟｰｼﾞ）

・キャリア教育産学官交流会(郷土愛めぐり）(5/26)　（資料1）

・小学校学校公開（5/30）　（14ﾍﾟｰｼﾞ）

・女性教育委員連絡協議会総会並びに研修会（6/10）　（15ﾍﾟｰｼﾞ）

(3) 村長要望について　（16ﾍﾟｰｼﾞ）

(4) 長野県教育員会情報　（18ﾍﾟｰｼﾞ）

※ 次回教育委員会　村民会館　第1研修室　6月26日（金）13時30分

教育委員会活動報告 平成27年 4月～ 5月

日	曜	事　項	内 容 等	出席者						
				委員長	池上	鷹野	古藤	教育長	次長	担当係
4/23	木	教育委員会　定例会	13:30	○	○	○	○	○	○	○
4/23	木	教育関係管理職歓送迎会	18:15　すしよし	○	○	○	○	○	○	○
4/24	金	戦没者慰霊祭	11:00　大ﾎｰﾙ					○		
4/24	金	市町村対抗駅伝壮行会	18:00　第2研修室					○		○
4/25	土	ｱﾝｻﾝﾌﾞﾙ信州in宮田 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｺﾝｻｰﾄ	15:00　大ﾎｰﾙ					○		○
4/26	日	消防団春季訓練 退団者送別会	13:30　中央ｸﾞﾗﾝﾄﾞ 16:00　役場					○		
4/27	月	子育て学級開校式	10:00　第3研修室					○		○
4/28	火	青少年健全育成協議会	19:00　視聴覚室					○		○
4/27	月	文化財保護審議会	16:00　第1研修室					○	○	○
5/8	金	ちびっこ健康ｻﾎﾟｰﾀｰ任命式(小学生)	8:15　小学校体育館						○	
5/8	金	郷土愛ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全体会議	15:00～17:00　いなっせ							○
5/9	土	ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ体験事業 (ｺﾆｼ㈱共催)	13:00　第3～5研修室	小学生40人+保護者15人、中学生34人+保護者5人、ｽﾀｯﾌ30人						
5/11	月	ｱﾝｻﾝﾌﾞﾙ信州in宮田の役員との懇談会	10:00～12:00　第1研修室						○	○
5/11	月	いわき市訪問	11.12日					○		
5/13	水	校長会	11:00～12:00　第1研修室					○	○	○
5/14	木	就園就学支援委員会	15:30～16:00					○	○	○
5/15	金	小中学校読解力向上事業 井上教授来校	9:15　宮田中→宮田小					○		○
5/18	月	学校支援実行委員会・ｷｬﾘｱ教育推進協議会	19:00　第2研修室 ｷｬﾘｱ教育と連携	○				○	○	○
5/19	火	上伊那教科書採択地区協議会	16:00　いなっせ					○		
5/20	水	花育事業（村・JA上伊那）	8:15　小学校体育館					○	○	
5/20	水	主幹主事学校訪問	9:00　受付（小・中） 訪問方法が変更					○		○
5/21	木	全国町村教育長会	東京/横浜　21～23日					○		
5/22	金	小中学校読解力向上事業 横浜市立白幡小研修訪問	6:00発　12人+教育長	○				○		○
5/23	土	子育て応援ﾌﾟﾚﾐｱﾑ商品券追加販売	13:00～16:00　完売							○
5/24	日	聴導犬協会総会	14:00　聴導犬協会					○		
5/25	月	中学生職場体験(2年生)	各事業所等　25～27日							
5/25	月	教育委員会定例会	13:30　第1研修室	○	○	○	○	○	○	○

○社会教育委員について

社会教育法

第４章　社会教育委員

（社会教育委員の構成）
第15条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条　削除

（社会教育委員の職務）
第17条　社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。
1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前２号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）
第18条　社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

社会教育委員名簿

	氏　　名	区分	任命年月日	満了年月日	就任年月日	
	東野　昌裕		H27.4.1	H29.3.31	H20.4.1	再任
	小田切孝子		H27.4.1	H29.3.31	H21.4.1	再任
	瀧澤智恵子		H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	再任
	原　　一詔		H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	再任
	増田　絹恵		H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任
	宮澤　賢司	小学校長	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任

公民館運営審議会

○社会教育法

（公民館運営審議会）
第二十九条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
２　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。
２　前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十一条　法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○宮田村公民館の設置及び管理に関する条例

（公民館運営審議会の設置）
第５条　館長の諮問に応ずるため、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（委　員）
第６条　審議会委員（以下「委員」という。）の定数は14人以内とし、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から教育委員会が委嘱する。
2　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3　その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。
4　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

名　簿（敬称略）

	氏　名	任命年月日	満了年月日	就任年月日	備　　考
1	東野　昌裕	H27.4.1	H29.3.31	H20.4.1	社会教育委員・再任
2	小田切　孝子	H27.4.1	H29.3.31	H21.4.1	社会教育委員・再任
3	原　一詔	H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	社会教育委員・再任
4	滝澤　智恵子	H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	社会教育委員・再任
5	増田　絹恵	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	社会教育委員・新任
6	宮澤　賢司	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	社会教育委員・小学校長新任
7	太田　道雄	H27.4.1	H29.3.31	H23.4.1	再任
8	宮澤　悦子	H27.4.1	H29.3.31	H23.4.1	再任
9	田中　晃子	H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	再任
10	小野　浩幸	H27.4.1	H29.3.31	H25.4.1	再任
11	松下　晋一	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任・青少年健全育成会
12	小原　裕一	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任・分館長会長
13	竹中　理恵子	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任
14	下平　裕美	H27.4.1	H29.3.31	H27.4.1	新任

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う総合教育会議の開催状況

市町村名	事務担当部門	第1回会議の開催日	会議内容	教育大綱	新教育長の選定予定月
長野県	企画振興部	平成27年10月30日（木）	・設置要綱 ・行政との連携が必要な課題 ・教育の課題	・新たに教育大綱を策定する予定	平成27年4月
伊那市	総務部	平成27年6月11日（木）	・未定	・総合計画等に準じた形 ・教育基本振興計画なし	平成30年5月
駒ヶ根市	総務部	平成27年4月23日（木）	・大綱について ・今年度事業や課題について説明 ・教育委員からは未満児保育、少子化対策、中学校適正配置などについての意見・質問	・教育基本振興計画と同じ内容	平成29年9月
辰野町	教育委員会（補助執行）	平成27年5月27日（土）	・教育大綱について保育を加える	・総合計画等に準じた形 ・保育を加える ・教育基本振興計画なし	平成30年10月
箕輪町	教育委員会（補助執行）	平成27年6月29日（金）	・未定	・総合計画等に準じた形 ・教育基本振興計画なし	平成28年3月
南箕輪村	教育委員会（補助執行）	平成27年4月23日（木）	・フリートークのみ	・総合計画等に準じた形 ・教育基本振興計画なし	平成28年9月
飯島町	教育委員会（補助執行）	平成27年6月25日（木）	・教育大綱について	・総合計画等に準じた形 ・保育を加える ・教育基本振興計画なし	平成29年12月
中川村	教育委員会（補助執行）	未定	・議事録作成経費の予算化	・総合計画等に準じた形 ・教育基本振興計画なし	平成29年9月
宮田村	総務課	未定	・未定	・会議の中で検討	平成29年10月

長野県総合教育会議について

知事と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本県教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、「長野県総合教育会議」を設置しています。

平成26年度会議の開催状況

回	日時・場所	会議事項	会議資料
2	平成27年1月15日（木曜日） 午前10時～ 伊那市生涯学習センター 501・502・503号会議室	1. 平成27年度教育関係予算について	1. 平成27年度当初予算の要求概要 2. 教育委員会と連携して進める主要事業一覧 3. 長野県子育て支援戦略
1	平成26年10月30日（木曜日） 午後1時～ 長野県庁議会増築棟3階 第一特別会議室	1. 長野県総合教育会議の設置について 2. 今後の教育施策の方向性について	1. 長野県総合教育会議設置要綱（案） 2. 長野県教育の当面の課題 3. 教育委員会との連携が必要な主な課題

平成２７年５月　　日

各　位

平成２７年宮田村子育て応援プレミアム商品券の追加販売について（ご案内）

宮田村では、３人以上のお子さんがいる世帯（家庭）を対象に「宮田村子育て応援プレミアム商品券」を３月末日まで販売してまいりましたが、今回、該当世帯の皆様に143セットを追加販売することといたしました。

つきましては、下記のとおり販売いたしますので、ご購入くださいますようご案内いたします。

記

１．販売期日　　**５月２３日（土）午後１時～午後５時まで**
先着順で販売予定数（143セット）に達し次第、終了します。

２．販売場所　　**宮田村役場**

３．購入方法

（１）３月中に購入引換券を受け取った方（世帯）

販売期日に宮田村役場でご購入ください。購入上限は１世帯３セットまでです。なお、申請書の再提出は必要ありません。

（２）３月中に購入引換券を受け取っていない方（世帯）

別紙の購入申請書に必用事項をご記入され、販売期日に宮田村役場にお越しください。購入上限は１世帯３セットまでです。

４．宮田村子育て応援プレミアム商品券について

この商品券は**１セット１２，０００円分の商品券を８，０００円で販売**しますので、４，０００円お得です。

商品券の利用期限は平成２７年６月３０日（火）午後５時までです。

この機会に是非ご購入ください。

お問い合わせ先
宮田村教育委員会こども室子育て支援係　担当：原　寿
0265-85-2314　kyoiku@vill.miyada.nagano.jp
宮田村役場　みらい創造課　企画係　担当：伊藤　哲也
0265-85-3181　kikaku@vill.miyada.nagano.jp

平成27年5月11日

宮田村議会全員協議会 報告事項

教育委員会　事務局

1　子育て支援係

(1) うめっこらんど「遊ゆう広場」の登録世帯数

・4月末　　135世帯（村内 90世帯：66.7%、村外世帯 45世帯：33.3%）

・4/11(土) 現在　59世帯（村内 43世帯：72.9%、村外世帯 16世帯：27.1%）

・平成26年度　422世帯（村内196世帯：46.4%、村外世帯226世帯：53.6%）

(2) 高齢者支え合い拠点施設を活用した、放課後の子どもの居場所づくり(児童館)

・5/13（水）校長会で協議

・うめっこらんどの児童館登録は、現在197人

(3) 子育て応援プレミアム商品券申請者　161人(3月末) 追加販売

(4) 子育て世帯臨時特例給付金

・6月補正

・441万円（負担金）＋　事務費、国から全額交付

・1人3,000円、1,470人対象

2　学校教育係

(1) 学校へ行きたくても行けないお子さんへの対応

・中間教室の強化　女性職員1人の増員を検討中（現在男性1人）

・中間教室内の改修を検討中

・現在の対象者　小学校 2人、中学校 3人　※小中とも改善傾向。

(2) アンサンブル信州in宮田との連携について

・7/ 3(金) 定期演奏会、7/4（土）の小中学校の指導

・5/11(月) アンサンブル信州in宮田、みらい創造課、教育委員会事務局で協議

・5/13(水) 小中校長、みらい創造課、教育委員会事務局で協議

・5/22(金) 兎束先生のコンサート（東京文化会館）19:00～

・PTA全体のチケット(7/3)購入に期待

(3) 読解力向上事業

・5/15(金) 井上教授(京都女子大学)による、小中学校教員への指導

・5/22(金) 井上教授が指導し、効果が現れている横浜市白幡小学校を視察研修

・5/20(水) 花育（小学校）：JA上伊那青年部、アルストロメリアの生産者から花を使って情操教育をしたいと申し出があり、小学校で受け入れイベントを開催する。

3　生涯学習係

(1) 5/10（日）15:30頃、マレットゴルフ場の唐松（保安林）が倒れ、車2台に被害。

・管理棟の北（川の北)、土手の唐松（長さ31m90cm、直径70cm）が倒れた。

・軽乗用車1台（駒ヶ根市)、ミニバン1台（駒ヶ根市）

・賠償方法を検討中。6月補正の可能性がある。

・警察の現場検証は終了済

飯田児童相談所の組織と業務の概況について

Ⅰ．児童相談所の設置目的

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りながら、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが抱える問題、子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことを目的に設置される行政機関です。

Ⅱ．組織と機能

1．平成27年度組織体制

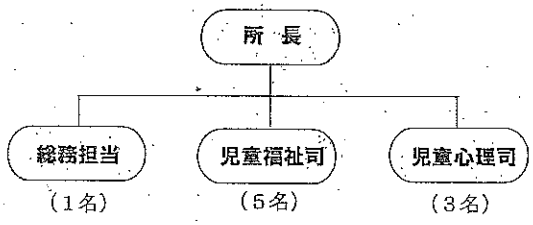

嘱託医（小児科・精神科各1名）
嘱託心理職員（3名）

2．各職員の職務

(1) 児童福祉司
- 子ども、保護者等からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行う
- 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導、子ども、保護者等の関係調整を行う

(2) 児童心理司
- 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行う
- 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う

(3) 総務担当
- 所属職員の人事及び給与に関すること
- 公文書類の収受、発送及び保存に関すること
- 公印の管守に関すること
- 物品会計事務に関すること
- 施設の維持管理に関すること
- 福祉行政報告例に関すること

など、他の職に属さない事務を行う

3．基本的な機能

(1) 市町村援助機能
市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う

(2) 相談機能
子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて子どもの援助を行う

(3) 一時保護機能
必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する（※一時保護所は併設していない。）

(4) 措置機能
子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する

《飯田児童相談所の管轄区域：2市4町12村》

飯田市、駒ヶ根市
上伊那郡のうち飯島町・中川村・宮田村
下伊那郡

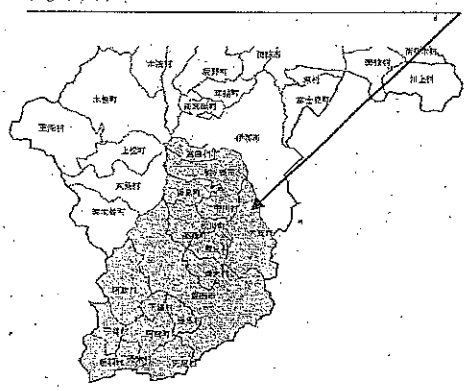

Ⅲ．平成27年度 業務運営方針（抜粋）

1．組織目標

地域から信頼される児童福祉の中核的機関として、専門的な知識と技術を必要とする児童相談ケースに対し、児童福祉法に基づく措置の適用等により、児童の保護と自立に向けた相談援助活動を展開する。

また、各種相談には、市町村及び児童福祉施設等の関係機関と密接な連携を図りながら、常に児童の最善の利益を考慮し、迅速・丁寧に対応する。

2．業務実施方針

児童相談業務の遂行にあたっては、国の「児童相談所援助指針」を基本とし、下記4点を重点事項として取り組むこととする。

《重点事項》

(1) 児童虐待相談への適切な対応
(2) 市町村及び児童家庭支援センターとの連携
(3) 児童福祉施設入所児童への支援
(4) 里親委託等の推進

Ⅳ. 相談援助活動の流れ

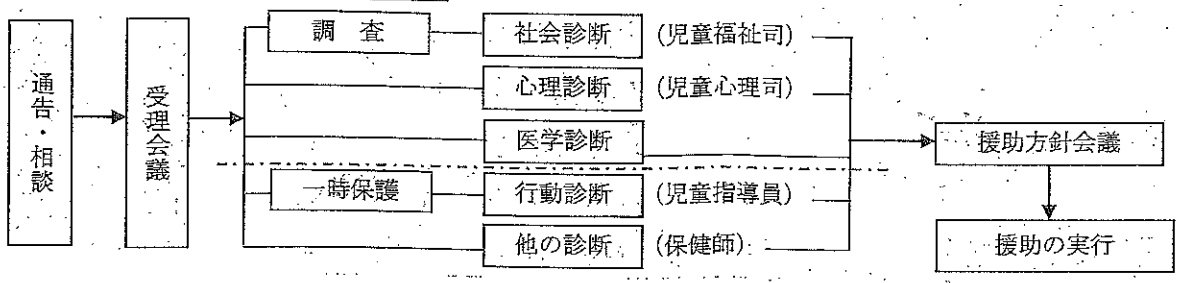

※一時保護による行動診断等については、
中央児童相談所または松本児童相談所に併設されている
一時保護所に委託して実施。

Ⅴ. 一時保護措置と児童福祉施設入所措置

一時保護措置（児童福祉法第33条）

1．一時保護の必要性

(1) 緊急保護

ア　棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ　虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ　子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

エ　一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から通告・送致のあった子どもを保護する場合。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

2．一時保護の強行性

(1) 一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。

(2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。なお、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう十分な調整を図る。

児童福祉施設入所措置（児童福祉法第27条第1項第3号）

1．措置の決定

(1) 児童福祉施設への入所措置は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。

(2)「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」とは、これらの者が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味であり、親権を行う者又は未成年後見人の承諾を得ない限り措置の決定ができないという意味ではない。しかし、できる限り承諾が得られるよう努める。

(3) 措置する児童福祉施設等の決定に当たっては、子どもや保護者の意向を十分尊重するとともに、その子どもにとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との事前の連携を十分に図り、子どもの安定化が順調に行われるよう十分に配慮する。

(4) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特色、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。

(5) 施設入所措置等について、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない。

Ⅵ. 平成 26 年度 飯田児童相談所に寄せられた相談の状況

1．相談件数の推移

平成 26 年度の相談件数は 610 件で、前年度より 76 件減少しています。過去 10 年間の推移をみると、平成 17 年度をピークとして緩やかな減少傾向となっていました。市町村との役割分担の中で、より緊急性が高かったり、専門的な援助の必要な相談への対応が求められています。

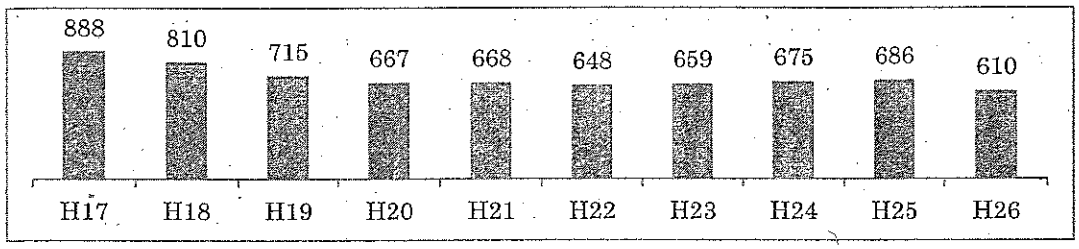

2．相談種類別及び相談結果の状況

(1) 相談種類別

児童虐待を含む家族環境等に関する養護相談(250 件、40.9%)が最も多くなっています。次いで障がい相談、育成（不登校、性格行動）相談、非行相談の順になっています。

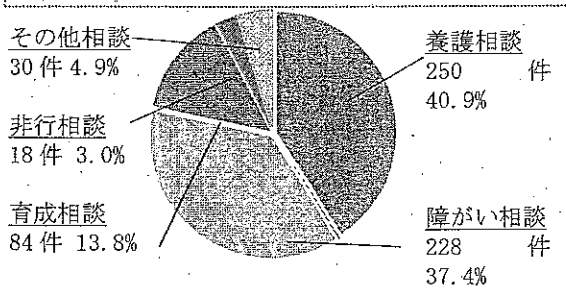

(2) 相談結果

措置によらない面接指導が、全体の88.3%、（575 件）を占めています。施設入所は17件、里親委託が1件でした。

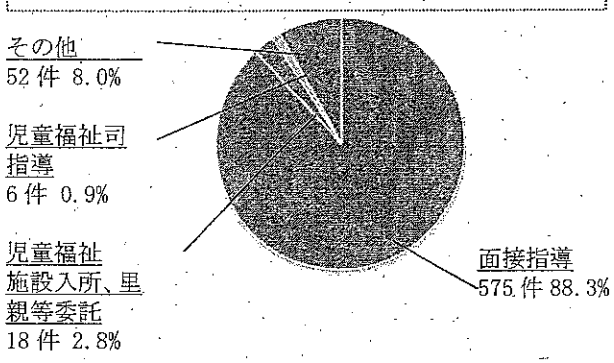

3．児童虐待相談件数の推移等

平成 26 年度の児童虐待相談件数は 184 件で、前年度に比べ 1.6 倍（66 件）の増加となりました。過去 10 年間の推移をみると、平成 18 年度をピークに減少傾向にありましたが、平成 22 年度急増、その後横ばい傾向にありました。平成 26 年度の児童虐待相談を内容別にみると、心理的虐待が 70 件と全体の 38.0%を占め、次いで、身体的虐待の 67 件、36.4%の順となっています。主な虐待者は、実母 89 件と全体の 48.4%を占め、次いで、実父の 70 件、38.0%となっています。被虐待児童の年齢別では、小学生が 49 件、26.6%を占め、次いで、0 歳～3 歳未満が 39 件、21.2%となっています。

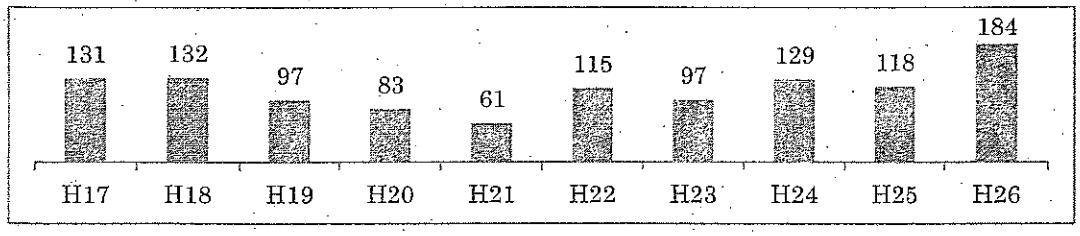

Dいは警察から、

Ⅶ. 機関連携による児童家庭相談援助活動

1．市町村との協働

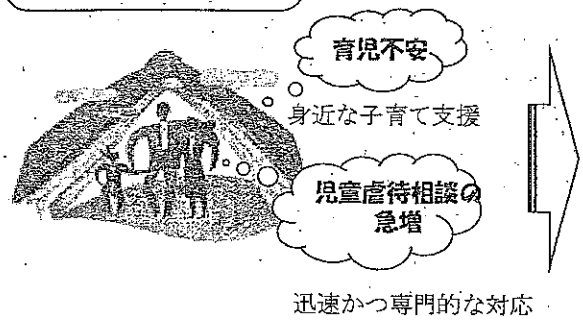

市町村については、

① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や新生児訪問指導により把握した、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する

② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては、児童相談所に直ちに連絡する

③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

など、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。

児童相談所については、

こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、

① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、

② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う

③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う

2．要保護児童対策地域協議会

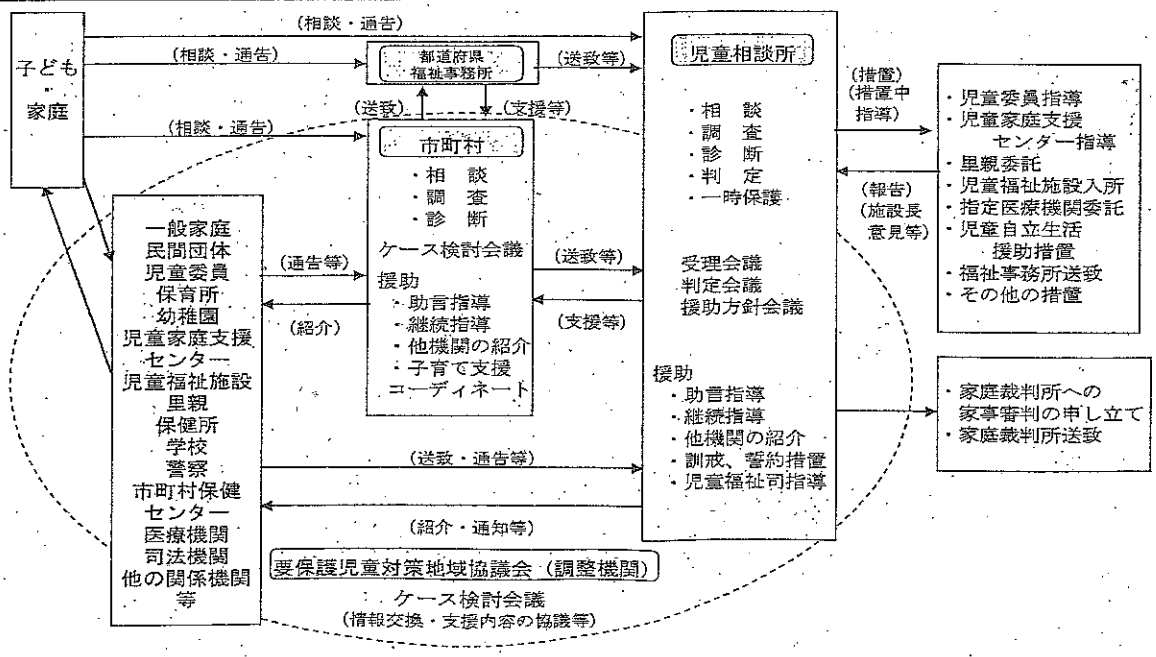

里親制度へのご理解とご協力をお願いします。

家庭の温もりを求めている子どもたちは、里親さんとの出会いを待ち望んでいます。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切です。しかし、親の事故や病気などのために自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちもいます。このような子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお願いするのが「里親制度」です。多くの皆さんに、この制度の意義をご理解いただき、里親としてご協力いただくことをお願いします。

そこが知りたい!

里親 Q&A

Q. どうすれば里親になれるのですか?

A. まず、児童相談所にご相談ください。

里親を希望される方には、お近くの児童相談所にて詳しくご説明いたします。里親についてご理解いただきましたら、ご家族合意の上で児童相談所にお申し込みください。

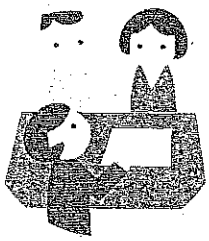

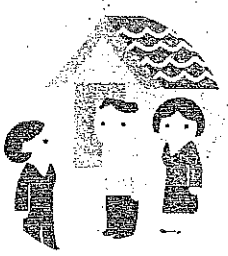

お申し込み後、職員がご家庭にお伺いします。

児童相談所職員がご家庭にお伺いし、子どもを預かることができる状況にあるか確認いたします。

里親として登録されます。

家庭状況の確認後、都道府県知事により里親として登録されます。

子どもを預かり、里親としての養育が始まります。

里親さんの家庭状況や子どもに対する希望および子どもの希望などを考慮し、児童相談所が養育をお願いします。

Q. 里親になるために「資格」は必要ですか?

A. いいえ、特別な資格は必要ありません。里親さんに望まれることは、子どもが大好きで、明るく健康的なご家庭であることです。

Q. 里親として養育する期間は?

A. 養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。例えば、週末だけ里親として子どもを預かり養育することもできます。

Q. 養育費は支給されるのですか?

A. はい。養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されるのはもちろん、所得税法上の扶養控除が受けられます。また万一、養育中のお子さんが事故に遭ったり、事故などを起こして賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」等による補償が受けられます。

■里親になることを希望される方は、お近くの児童相談所にお問い合わせください。

教育委員会日程 平成27年 5月 ～ 6月

日	曜	事　　項	内　　容　　等	出席者						
				委員長	池上	鷹野	古藤	教育長	教育次長	担当係長
5/25	月	中学生職場体験(2年生)	5/27まで							
5/25	月	青少年問題調整会議	19:00　第1研修室							○
5/26	火	キャリア教育交流会	13:30　伊那ﾌﾟﾘﾝｽﾎﾃﾙ	○	○			○		○
5/27	水	中央アルプス遭難対策協議会定期総会	14:00　駒ヶ根市役所					○		
5/29	金	関東甲信越静教育委員長協議会	長岡市　30日まで	○						
5/29	金	図書館協議会	16:00　学習室					○		○
5/29	金	冬期体力づくりコーチ慰労会						○		○
5/29	金	成人式実行委員会④	19:00　第1研修室							○
5/30	土	学校公開（小学校）	8:50～9:50					○		○
6/1	月	開山式	11:00　文化会館					○	○	
6/1	月	議会一般質問通告	16:00　役場							
6/3	水	小学校修学旅行	4日まで　5日:6年振替休日							
6/7	日	春期スポーツ大会	8:00　宮田球場他					○		○
6/9	火	6月議会開会	9:00　役場　18日まで					○	○	
6/9	火	上伊那教科書採択地区協議会	16:00　伊那市役所					○		
6/10	水	市町村女性教育委員連絡協議会総会及び研修会	10:00　須坂市		○	○	○			
6/11	木	6月議会一般質問	9:00　役場　12日まで					○	○	
6/13	土	中体連上伊那大会	14日まで							
6/14	日	ポンプ操法大会						○		
6/15	月	6月議会産業文教委員会	9:00　役場						○	○
6/18	木	議会閉会、全員協議会	9:00　役場					○	○	
6/18	木	小学校臨海学習(5年制)	19日まで							
6/22	月	校長園長施設長会	14:30　第1研修室					○	○	○
6/24	水	発達障がい支援力ｱｯﾌﾟ出前講座	16:30　役場					○	○	○
6/26	金	宮田村学校給食関係者による全体会議	18:00　JA宮田支所2F	○				○	○	○
7/2	木	長野県町村教育長会	青木村　3日まで					○		
7/6	月	上伊那市町村教委連絡協議会総会・研修会	未定　飯島町	○	○	○	○	○	○	
7/16	木	南部市町村教育委員会連絡協議会総会・研修会	時間未定　中川村	○	○	○	○	○	○	
8/5	水	長野県教育委員会との懇談会	13:30　諏訪市文化ｾﾝﾀｰ							

6月定例教育委員会　　6月26日（金曜日）　13：30～　第6研修室

２７宮小第３０号
平成２７年５月１５日

宮田村教育委員会　様
宮田小学校評議員　様
宮田中学校長　　様
宮田村保育園長　　様
宮田村主任児童委員様
宮田村民生児童委員様

宮田村立宮田小学校長　　宮澤　賢司

学校公開のお知らせ

若葉の美しい季節となりました。皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。

さて、本校では地域に根ざした学校づくりをめざして、日々教育活動を進めてきております。本年度もその一環として、下記の目的及び日程に従って、学校公開を計画いたしました。

つきましては、何かとご多用のこととは思いますが、是非ご都合をつけられてご参観いただきますようご案内申し上げます。

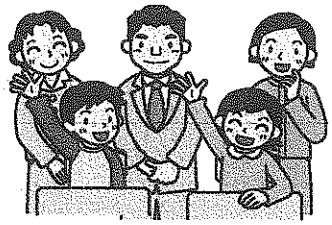

記

１　期　　日　　平成２７年５月３０日（土）

２　公開の目的

（１）学校を広く開放し、自分の子どもが小学校に在学していない方々にも自由に参観していただただく機会を設けることで、普段の学校の様子を大勢の地域の方々に知っていただく。

（２）公開により知っていただいたことや感想をご意見としていただき、今後の学校教育の向上に役立てる。

（３）土曜日に実施することで、今まで仕事などで都合がつかないでいた方々にも参観できる機会を広げる。

（４）本年度も、保護者の方々に協力いただき地震引渡し訓練を実施する。

３　公開時間及び引き渡し訓練日程

１校時		（８：５０～　９：３５）
２校時	公開はここまでです。	（９：４０～１０：２５）

以後の予定

帰りの会	（１０：２５～１０：４０）
地震引渡し訓練・下校	（１０：４０～１１：４０）
ＰＴＡ懇親運動	（　１：２０～　４：００）
懇親会	（　４：３０～　６：００）

４　その他

・公開の時間帯は自由に出入りし、各教室の授業を参観してください。

・公開中も子どもたちは一生懸命学習に取り組んでおります。学習の妨げになるような参観者のおしゃべりや携帯電話の着信音、小さいお子さんを遊ばせる等の行為は慎んでください。

・駐車場は、村役場・村民会館（じゃりの駐車場）・駅西の旧営林署駐車場・子育て支援センター駐車場・日発（北側奥鉄塔側駐車場）をお借りしてあります。校地内の駐車場は用意してありませんので、ご了承ください。
（地震引渡し訓練のため、校庭を使用しますので、校庭には駐車できません。）

・商店や銀行、タクシー等の駐車場には、車を駐めないようにしてください。

・東側の玄関からは入れません。西側の児童玄関に受付がありますので、必ずそこを通ってからお入りください。

・入口にお名前を書いていただく記入用紙と感想記入用紙を用意しておきますので、お手数ですがご記入をお願いします。

平成２７年５月８日

（市町村教育委員会経由）
市町村女性教育委員　様

長野県市町村女性教育委員連絡協議会
会長（須坂市）　　清水　美奈子

「平成２７年度長野県市町村女性教育委員連絡協議会総会並びに研修会」の開催について

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記の通り開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

１．期　日　　平成２７年６月１０日（水）　１０：００～１５：３０

２．会　場　　旧上高井郡役所　２階
須坂市大字須坂８１２－２
電話　０２６－２４５－５５５９

３．内　容
（１）受　　付　　９：３０～１０：００
（２）総　　会　　１０：００～１０：４０
（３）講　演　会　　１０：４５～１２：１０
演題：（仮）「たくましく生きる子どもにするために」
講師：西　一夫（信州大学教育学部教授）
（４）昼　　食　　１２：１０～１３：００
（５）分　科　会　　１３：００～１４：３０
議題：「教育委員として感じること」
（６）視察　　１４：３０～１５：２０　　終了予定　１５：３０

４．会　費　　２７年度年会費　　５，０００円
研修総会参加費　　１，０００円

出席される方　年会費 5,000＋参加費 1,000 円を５月中に指定口座へ振込みをお願いします。
欠席される方　年会費 5,000 円を５月中に指定口座へ振込みをお願いします。

須坂市教育委員会事務局
TEL：026-248-9010（直通）

2015/5/21

人口の推移（年度末現在）

（単位：世帯・人・%）

	年度	全体 世帯数	全体 人口	年齢3区分別人口 0～14		15～64		65以上		外国人	西駒郷	（前年比）人	（H12年比）人
	H12	3,012	9,063	1,475	(16.3%)	5,804	(64.0%)	1,784	(19.7%)	186	241	—	—
1	H13	3,061	9,165	1,513	(16.5%)	5,832	(63.6%)	1,820	(19.9%)	176	240	102	102
2	H14	3,064	9,135	1,416	(15.5%)	5,760	(63.1%)	1,959	(21.4%)	166	224	-30	72
3	H15	3,094	9,134	1,509	(16.5%)	5,742	(62.9%)	1,883	(20.6%)	157	203	-1	71
4	H16	3,133	9,217	1,544	(16.8%)	5,763	(62.5%)	1,910	(20.7%)	165	154	83	154
5	H17	3,174	9,315	1,564	(16.8%)	5,776	(62.0%)	1,975	(21.2%)	201	119	98	252
6	H18	3,206	9,359	1,562	(16.7%)	5,752	(61.5%)	2,045	(21.9%)	211	101	44	296
7	H19	3,219	9,334	1,534	(16.4%)	5,720	(61.3%)	2,080	(22.3%)	247	59	-25	271
8	H20	3,194	9,283	1,526	(16.4%)	5,631	(60.7%)	2,126	(22.9%)	225	47	-51	220
9	H21	3,224	9,310	1,522	(16.3%)	5,628	(60.5%)	2,160	(23.2%)	215	41	27	247
10	H22	3,233	9,278	1,492	(16.1%)	5,597	(60.3%)	2,189	(23.6%)	208	22	-32	215
1	H23	3,299	9,319	1,498	(16.1%)	5,600	(60.1%)	2,221	(23.8%)	227	15	41	（H22年比）
2	H24	3,309	9,247	1,446	(15.6%)	5,504	(59.5%)	2,297	(24.8%)	201	13	-72	-31
3	H25	3,345	9,288	1,433	(15.4%)	5,477	(59.0%)	2,378	(25.6%)	194	12	41	10
4	H26	3,349	9,226	1,415	(15.3%)	5,379	(58.3%)	2,432	(26.4%)	191	14	-62	-52
5	H27	3,351	9,205	1,411	(15.3%)	5,362	(58.3%)	2,432	(26.4%)	192	14	-21	-73
6	H28	※H27年度は、5/20現在											
7	H29												
8	H30												
9	H31												
10	H32												

※H27年度は、5/20現在

【男　性】

（単位：人・%）

	年度	全体 世帯数	全体 人口	年齢3区分別人口 0～14		15～64		65以上		外国人	西駒郷	（前年比）人	（H22年比）人
	H22		4,535	767	(16.9%)	2,836	(62.5%)	932	(20.6%)	74	15	—	—
1	H23		4,548	764	(16.8%)	2,831	(62.2%)	953	(21.0%)	89	9	13	13
2	H24		4,507	741	(16.4%)	2,776	(61.6%)	990	(22.0%)	72	6	-41	-28
3	H25		4,547	750	(16.5%)	2,769	(60.9%)	1,028	(22.6%)	72	6	40	12
4	H26		4,496	736	(16.4%)	2,709	(60.3%)	1,051	(23.4%)	74	6	-51	-39
5	H27		4,488	735	(16.4%)	2,701	(60.2%)	1,052	(23.4%)	76	6	-8	-47
6	H28												
7	H29												
8	H30												
9	H31												
10	H32												

【女　性】

（単位：人・%）

	年度	全体 世帯数	全体 人口	年齢3区分別人口 0～14		15～64		65以上		外国人	西駒郷	（前年比）人	（H22年比）人
	H22		4,743	725	(15.3%)	2,761	(58.2%)	1,257	(26.5%)	134	7	—	—
1	H23		4,771	734	(15.4%)	2,769	(58.0%)	1,268	(26.6%)	138	6	28	28
2	H24		4,740	705	(14.9%)	2,728	(57.6%)	1,307	(27.6%)	129	7	-31	-3
3	H25		4,741	683	(14.4%)	2,708	(57.1%)	1,350	(28.5%)	122	6	1	-2
4	H26		4,730	679	(14.4%)	2,670	(56.4%)	1,381	(29.2%)	117	8	-11	-13
5	H27		4,717	676	(14.3%)	2,661	(56.4%)	1,380	(29.3%)	116	8	-13	-26
6	H28												
7	H29												
8	H30												
9	H31												
10	H32												

24人口増減	-19	-2	-1	-17	-1	-13	-10	8	-6	-1	-4	-37	-72

H25	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
出生	4	7	4	9	13	5	8	6	5	10	2	9	82
死亡	7	8	2	7	4	6	4	9	4	13	7	6	77
転入	42	26	17	21	29	32	34	12	29	15	25	56	338
転出等	27	17	20	17	11	30	25	26	16	19	23	89	320
増減	12	8	-1	6	27	1	13	-17	14	-7	-3	-30	23
25人口増減	6	9	0	8	27	-13	16	-16	13	-6	4	-16	41

H25年度	4-5月
自然増減	自然増減
5	-4
社会増減	社会増減
18	24
外国人増減	
-7	

※転出等とは職権削除を含む

H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
出生	9	8	6	6	8	8	10	2	8	7	8	7	87
死亡	6	10	7	5	5	6	3	3	11	9	5	8	78
転入	57	30	24	42	24	29	19	12	13	21	15	42	328
転出等	89	34	23	27	28	17	29	12	16	18	24	79	396
増減	-29	-6	0	16	-1	14	-3	-1	-6	1	-6	-38	-59
26人口増減	-28	-6	-8	16	0	13	-3	-2	4	7	-3	-44	-62

H26年度	4-5月
自然増減	自然増減
9	1
社会増減	社会増減
-68	-36
外国人増減	
-3	

※転出等とは職権削除を含む

H27	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
出生	12	2											14
死亡	4	3											7
転入	24	8											32
転出等	41	17											58
増減	-9	-10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-19
27人口増減	-10	-11											-21

H27年度	4-5月
自然増減	自然増減
	7
社会増減	社会増減
	-26
外国人増減	

※転出等とは職権削除を含む

前年比	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
出生	3	-6											-3
死亡	-2	-7											-9
転入	-33	-22											-55
転出等	-48	-17											-65
増減	20	-4											16
実増減	-21	-9											-30
人口増減	18	-5											13

第991回長野県教育委員会定例会資料

1. 日時：平成27年（2015年）4月23日（木曜）

2. 場所：県庁 教育委員会室

議題

議第１号　職員の処分について（PDF：55KB）

議第２号　長野県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について（PDF：123KB）

教育長報告事項

(1)　平成27年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について（PDF：170KB）

(2)　県立武道館基本構想検討会議について（PDF：202KB）

平成27年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について

長野県教育委員会事務局教学指導課
平成27年3月末現在

概要

（　）内:前年同期比較

- 就職希望者　3,179人（ −22人）　・就職内定者　3,109人（ ＋2人）
- 就職内定率　97.8%（＋0.7%）　・未内定者数　70人（ −24人）
- 今後の支援　各校に卒業生の相談窓口を設置して支援を継続
  ハローワークのジョブサポーターとの連携強化

1　学科別就職内定状況（全・定計、男女計）

学科	卒業予定者数A（人）	就職希望者数（人）			就職希望率（%）			就職内定者数（人）			就職内定率（%）		
		県内	県外	小計B	B／A	前年同期	増減	県内	県外	小計C	C／B	前年同期	増減
普通	10,484	1,139	84	1,223	11.7	11.8	-0.1	1,079	91	1,170	95.7	94.1	1.6
農業	988	411	27	438	44.3	45.5	-1.2	407	30	437	99.8	98.7	1.1
工業	1,453	695	107	802	55.2	54.3	0.9	683	110	793	98.9	99.9	-1.0
商業	1,146	416	19	435	38.0	40.2	-2.2	414	20	434	99.8	99.8	0.0
家庭	145	41	0	41	28.3	33.3	-5.0	39	0	39	95.1	100.0	-4.9
その他	537	15	3	18	3.4	3.4	0.0	14	2	16	88.9	100.0	-11.1
総合学科	891	196	26	222	24.9	21.2	3.7	194	26	220	99.1	93.7	5.4
計	15,644	2,913	266	3,179	20.3	20.3	0.0	2,830	279	3,109	97.8	97.1	0.7

（注）その他は、理数科、英語科、国際教養科、スポーツ科学科、音楽科、探究科。

2　課程別・男女別就職内定率

課程	男子					女子					合計		
	就職希望者数	就職内定者数	内定率（%）	前年同期（%）	増減	就職希望者数	就職内定者数	内定率（%）	前年同期（%）	増減	内定率（%）	前年同期（%）	増減
全日制	1,776	1,755	98.8	98.6	0.2	1,116	1,102	98.7	95.9	2.8	98.8	97.6	1.2
定時制	209	180	86.1	92.7	-6.6	78	72	92.3	90.4	1.9	87.8	92.0	-4.2
計	1,985	1,935	97.5	98.0	-0.5	1,194	1,174	98.3	95.5	2.8	97.8	97.1	0.7

（注）多部制・単位制の学校は定時制に含む。

3　地区別・男女別就職内定率（全・定計）

地区	男子					女子					合計		
	就職希望者数	就職内定者数	内定率（%）	前年同期（%）	増減	就職希望者数	就職内定者数	内定率（%）	前年同期（%）	増減	内定率（%）	前年同期（%）	増減
北信	522	514	98.5	97.5	1.0	344	336	97.7	94.5	3.2	98.2	96.3	1.9
東信	352	335	95.2	97.0	-1.8	240	236	98.3	95.7	2.6	96.5	96.4	0.1
南信	700	688	98.3	99.1	-0.8	391	387	99.0	97.2	1.8	98.5	98.5	0.0
中信	411	398	96.8	97.7	-0.9	219	215	98.2	93.7	4.5	97.3	96.4	0.9
計	1,985	1,935	97.5	98.0	-0.5	1,194	1,174	98.3	95.5	2.8	97.8	97.1	0.7

資料

宮田村子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成　　年　　月　　日
宮田村長

宮田村告示第　　号

宮田村子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮田村子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第１条中「消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な」を「「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（平成27年４月13日付け雇児発0413第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な」に改め、「給付措置として実施する」の次に「、平成27年度の」を加える。

第３条第２項中「１万」を「３千」に改める。

附則中「公布の」を「平成２７年５月３０」に改める。

別記（第２条、第５条関係）１項第１号中「26年１」を「27年6」に改め、「同法附則第２条第１項の給付を含む。」及び「であって、その平成25年の所得が同法第５条第１項に規定する政令で定める額に満たないもの」を削除する。

同項第２号中「次のいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成26年２月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第５条第１項に規定する政令で定める額に満たないもの」を「平成27年５月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして村が認める者」に改め、①及び②を削除する。

同項第３号中「及びこの(3)の規定により給付金を支給される者（同表の①及び③の右欄に掲げる者に限る。）に係る(1)又は(2)に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第５条第１項に規定する政令で定める額以上である場合」を削除する。

同項同号表①右欄中「翌月分の」の次に「２の」を加える。

同項同号表②左欄中「２の対象児童が児童手当法」を「基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。）の支給要件に該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法」に改め、「(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町」及び「（その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。）」を削除する。

同項同号表③左欄中「同法附則第２条第３項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の２月28日を

経過した日以後である」を「村が適当と認める」に改める。

別記（第２条、第５条関係）２項第１号中「平成26年１月」を「平成27年６月」に、「当該者に支給される同年２月分の児童手当に係る児童（１の(2)の①又は②に掲げる児童に限る。)」を「１の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと村が認めたものに係る児童」に、「から⑦まで」を「及び②」に改める。

同項同号①中「基準日」の次に「の翌日」を加える。

同項同号中②から⑥を削除し、⑦を②に改め、②「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加える。

別記（第２条、第５条関係）３項第１号中「基準日において村の住民基本台帳に記録されている」を「村から平成27年６月分の児童手当を支給される」に改める。

同項第２号中②と⑤を削除し、①を③に、③を④に、④を⑤に改め、③の前に、「①１の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定した同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を村として把握されている者」及び「②１の(2)に規定する者のうち、基準日において村の住民基本台帳に記録されている者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。)」を加える。

同項同号③中「市町」を削除し、「もののうち、村に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同法第22条第１項の規定による届出をいう。）をしたもの」を「者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。)」に改める。

様式第１号を次のように改める。

（略）

様式第２号を次のように改める。

（略）

附　則

この要綱は、平成２７年５月３０日から施行する。

申請を忘れずに

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給される方に対して、児童1人につき**3,000円**が支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金とは…

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

- 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を支給する市区町村に申請が必要です。
  （基本的に、平成27年5月31日時点で住民票がある市区町村が同年6月分の児童手当を支給する市区町村になります。）
- 申請は、児童手当の現況届の手続とあわせて行います。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成２７年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務について

１．要綱の改正

５月中で改正し、６月議会で報告。

２．予算の作成

（１）事業費　（児童手当受給者（特例給付対象者を除く）数＋宮田村に在住する公務員の児童で勤務先から児童手当を受給している者数）×3,000 円

H26 一般世帯 698 世帯 1,213 人　公務員世帯 63 世帯　106 人　合計 761 世帯　1,319 人

h27 は上記人数に非課税世帯児童数が加わる。

（２）事務費　臨時職員人件費、正規職員時間外手当、チラシ印刷、郵送料、システム改修費

申請書を児童手当の現況届に同封して対象者送付する場合、併せ行うことにより追加で発生した経費が事務の対象。

３．広報

国様式チラシを印刷か？臨時福祉と同じ様式で按分か。児童手当通知に同封？

ホームページへ掲載

４．交付金申請事務

（１）交付申請（５月？）

（２）変更交付申請（１月？）

（３）実績報告（翌年度？）

５．申請書の送付

児童手当の申請と同時。郵送？

６．申請書の受付

６月１日から 12 月１日まで？児童手当の申請と同時。郵送も可？

７．給付決定

児童手当の決定と同時、その後？

８．給付決定通知の送付

児童手当は決定通知でるのか？不要かも。

９．給付金の支払い

10 月支給。児童手当の支給日。システムによる口座振替データの作成？

１０．申請の督促

児童手当は行うのか？

平成26年度　第01回補正　補正理由

教育委員会　課　子育て支援　係

事務・事業名	事業C
子育て世帯臨時特例給付金	0504

全額補助対象のため一般財源は0円

補正理由

11-01　需用費　消耗品費　　124千円
　コピー用紙　3,000円×2箱＝6,000円
　トナー　　35,000円×2セット＝70,000円
　窓空き封筒　40円×1,200枚＝48,000円
11-04　需用費　印刷製本費　81千円
　案内チラシ　67円×1,200円＝80,400円
12-01　役務費　99千円
　交付決定通知　82円×1,200通＝98,400円
19-01　負担金、補助及び交付金　負担金　185千円
　システム開発　184,800円　前年の7割
19-03　負担金、補助及び交付金　交付金　4,560千円
　給付金　3,000円×1,520人＝4,560,000円

歳入
16-02-03-02-09　子育て支援臨時特例給付金事業費補助金　4,560千円
16-02-03-02-10　子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金　579千円（1310へ90千円充当）

事務・事業名	事業C
教育委員会事務局運営事務	1310

補正理由

3-1　職員手当等　へ　90千円を充当

事務・事業名	事業C

補正理由

平成27年度　第01回補正　補正理由

教育委員会　課　学校教育　係

事務・事業名	事業C
就学援助事業	1301

補正理由

15－01　工事請負費　　100千円
不登校児童対応のため中間教室環境整備
・児童の安全と適正な環境づくりのためにアコーディオンカーテンを設置。
・中間教室として1階の事務所を使用する予定ですが、遺跡の遺物調査作業をしている部屋との間に、アコーディオンカーテンを設置して、児童のプライバシーを確保したい。

事務・事業名	事業C
中学校施設・設備整備	1401

補正理由

15－01　工事請負費　　150千円
サッカー部部室電気設備工事
・部室内の照明器具、コンセントが使用できないため、点検をしたところ、配線、コンセントの改修工事が必要であることが判明した。
早急に電気設備工事を実施する必要があるため。

事務・事業名	事業C
青少年健全育成事業	1470

補正理由

08－01　報償費及び賞賜金　　15千円
少年スポーツ・文化団体激励金
・平成27年度から、小学生バレーボールクラブが1団体増加したため。
・平成26年度は10団体。平成27年度は11団体。

宮田村学校支援実行委員会設置要綱　（案）

（目的）

第１条　この要綱は、宮田村の地域全体で学校教育を支援し、学校と地域との連携体制の構築を図り、学校・家庭・地域が一体となって教育活動の支援を行うため宮田村学校支援実行委員会・キャリア教育推進協議会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を推進する。

（1）　学習支援
（2）　部活動支援
（3）　環境整備支援
（4）　登下校安全確保支援
（5）　学校行事支援
（6）　キャリア教育の推進支援
（7）　その他要望のある支援

（組織）

第３条　実行委員会は次の団体等の代表者をもって構成する。

（1）　区長会
（2）　宮田村教育委員会
（3）　宮田村商工会事務局
（4）　宮田村商工会青年部　← 商工会長
（5）　JA 上伊那宮田支所
（6）　宮田小学校
（7）　宮田中学校
（8）　宮田小学校 PTA
（9）　宮田中学校 PTA
（10）ボランテイア会員代表者
（11）　宮田村スポーツ推進委員会
（12）　宮田村公民館
（13）　青少年健全育成会

２　その他必要と認められる者

（役員）

第４条　実行委員会に次の役員を置く。

（1）　委員長　１人
（2）　副委員長　１人

２　役員は委員の互選とする。
３　役員の任期は選任の日から当該年度の３月 31 日までとする。
４　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　実行委員会は委員長が招集し、次の事項を審議する。

（1）　支援事業の方針、要望、成果等
（2）　その他必要な事項

２　委員長は必要であると認められる者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　実行委員会の事務局は、宮田村教育委員会に置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

平成 27 年５月 18 日　一部改定

平成２７年度　宮田村学校支援実行委員会
宮田村キャリア教育推進協議会（案）名簿

団　体　名	氏　名	備　考
宮田村教育委員長	篠田　秀児	委員長
区長会長	城倉　昭男	
宮田村商工会事務局長	小島　薫	
宮田村商工会青年部長	酒井　豊典	
JA 上伊那那宮田支所長	竹村　正司	
宮田小学校長	宮澤　賢司	
宮田中学校長	矢澤　勝義	副委員長
宮田小学校ＰＴＡ会長	増田　博	
宮田中学校ＰＴＡ会長	横尾　和人	
ボランテイア会員代表（おやじ道場）	太田　照夫	
宮田村スポーツ推進委員会長	中塚　俊彦	
宮田村青少年健全育成協議会長	松下　晋一	
宮田村公民館長	保科　勇	

事務局（教育長）	平澤　武司	
事務局（教育次長）	小林　敏雄	
事務局（学校教育係長）	北原　敦	
事務局（生涯学習係長）	酒井　秀貴	
事務局（生涯学習係）	村田　宏行	
事務局（学校支援コーディネーター）	太田　良美	
事務局（キャリア教育担当）	原　めぐみ	

平成２７年４月

宮田村学校支援事業について（案）

平成２０年、小・中学校から「こんな支援をして欲しい」といった要望に応えようと、教育委員会内に「学校支援実行委員会」を設置し、学校、家庭、地域が一体となって教育活動を支援する宮田村学校支援事業が始まりました。今年度で８年目を迎え、個人６２名と９団体の方々にボランティア会員登録をしていただいています。

学校支援のボランティア活動は「地域ぐるみで子どもを育てよう」や「地域や家庭の教育力の向上をめざそう」「子どもをとおして地域の絆を深めよう」「元気な地域をつくろう」などをねらいとしています。

また、キャリア教育推進事業では、地域や企業、事業所等・学校と家庭が連携して、みんなで子供を育てる共通認識のもと、子供のキャリア発達を支え、ふるさとへの思いを深め将来に向けて、宮田村や伊那谷、自らの地域を支えて発展させる存在となりたいと願う心を育てることに役立ちたいと考えています。

委員会の名称改正

学校支援実行委員会　→　学校支援実行委員会・キャリア教育推進協議会（案）

宮田村の学校を支援する組織

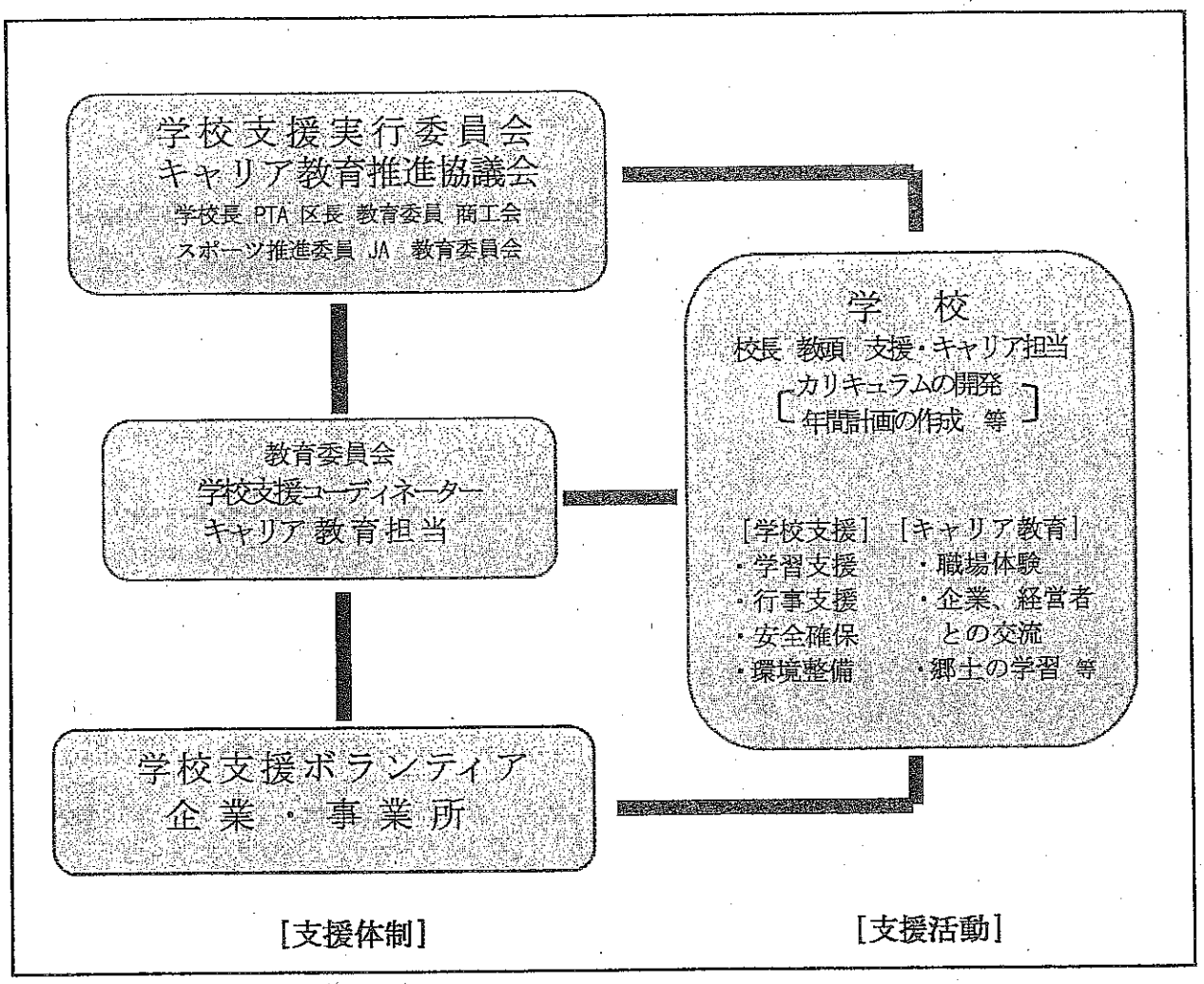

宮田村学校支援地域本部
宮田村教育委員会事務局
コーディネーター　：太田良美
キャリア教育担当：原めぐみ

第2回キャリア教育産学官交流会(郷土愛めぐり)開催要項

1　目　的　産学官の交流や意見交換を通して、今後のキャリア教育プログラムの充実（有効に継続的に機能させる）や次世代育成活動の推進を図る。
「ふるさとへの思い」を共有し、未来を担う子どもたちの育成に、共に携わっていくビジョンを描く機会とする。

2　日　時　平成27年5月26日（火）　13：30～17：45（受付：13：00～）

3　場　所　伊那プリンスホテル（箕輪町中箕輪8288－1）

4　主　催　長野県経営者協会上伊那支部、上伊那8市町村教育委員会、上伊那広域連合
箕輪町キャリア教育推進協議会、伊那市キャリア教育推進委員会、辰野町キャリア教育推進協議会、駒ヶ根市キャリア教育推進協議会、中川村キャリア教育支援協議会
共　催　長野県教育委員会、箕輪町商工会、伊那商工会議所、辰野町商工会
後　援　上伊那教育会

5　参加者　上伊那産業界関係者、上伊那中・高学校関係者、上伊那市町村教育委員会関係者他
（120名～150名程度）

6　内　容

1部　キャリア教育産学官交流会

テーマ「キャリア教育のビジョンを産学官で語り合おう」

全体司会・ファシリテイター伊那市教育委員　田畑和輝氏

13：00～　会場・受付開始

13：30～　オープニング

14：00～　講演「郷土愛を大切にするキャリア教育」
48°牧場・ユウユウファーム　代表　柴　勇一郎氏（箕輪町）

14：45～　ワークショップ（交流タイム）
事例発表（ワークショップの中で）「高校の取組について」（辰野高校）
「行政の取組について」（箕輪町教育委員会）
「産業界の取組について」（地域企業2社）

17：25～　クロージング

17：45　交流会終了　※終了後、懇親会参加者は、伊那プリンスホテル内宴会場へ移動

2部　懇親会　時　間　18：00～20：00（産学官で楽しくお話しできる機会です）
会　費　5000円

楽しい！学べる！元気が出る！
昨年好評をいただいた交流会をパワーアップして実施します。「キャリア教育って何だろう？」の方も、キャリア教育実践中の方もどなたでも参加していただけます。

～キャリア教育産学官交流会について～「つながるキャリア教育に向けて」
「よりよい次世代育成のためには、産学官が意見交換をする必要があるのでは」という声に対して、昨年度からはじめて実施しました。学校関係者からは「地域企業の思いを今まであまり知る機会がなかったので、お話を聞き大変感銘を受けた。学校で生かしたい」、産業界からは「先生方と話すことができてよかった。キャリア教育についての現状や思いを知ることができた」等の感想が出ました。産学官で活発な意見が交わされ、とても有意義な会となりました。

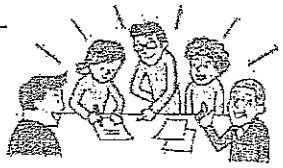

7　申込み先、連絡先　　申込み〆切4月27日（月）
宮田村教育委員会　学校教育係
係長：北原　敦　　担当：原めぐみ
電話：85-2314　　FAX：85-5583

一次案内

研究発表会のご案内

平成27年11月14日(土)

基調講演

前文部科学省初等中等教育局 教育課程課教科調査官
京都女子大学発達教育学部教授
井上　一郎 先生

公開授業

全学級　Ⅰ(9:40~10:25)
Ⅱ(10:45~11:30)

パネルディスカッション

京都女子大学教授
井上 一郎 先生

文部科学省文部科学審議官
前川 喜平 氏（予定）

前文部科学省学力調査官
樺山 敏郎 先生

元本校PTA会長
藤川 優 氏

本校校長
永池 啓子

本校5年・6年
代表児童

司会 NHK放送文化研究所主任研究員
山口 勝 氏

講師

横浜市教育委員会事務局
横浜市立小学校長会　他

研究主題

「21世紀グローバル社会に必要な豊かに学び合う力の育成」
～アクティブ・ラーニングの能力を育成し、活用するカリキュラムの開発～

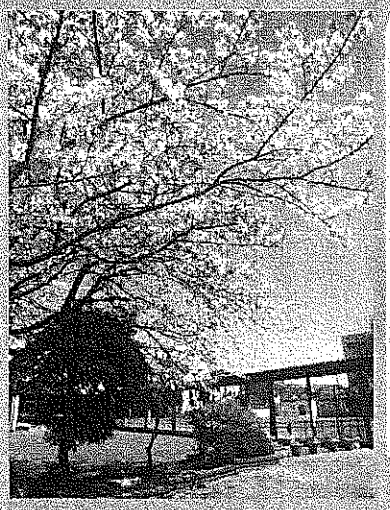

- 自主的協働的に課題を解決するアクティブ・ラーニング
  思考力・判断力・表現力の育成
- 自らの学びをメタ認知
  社会に役立つ・将来につながる学びの実現
- ラーニングスキルの習得活用
  6年間をかけた各教科等を貫く力の育成
- 読書は学力
  読書単元と課題を解決する調べ学習の実践
- 学校全体が目に見えるカリキュラム
  グローバル化に対応する言語環境・ICT環境の整備

校長　永池　啓子

平成２７年４月改訂

2015白幡小プラン

・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・学習指導要領

横浜市基本構想
横浜市教育ビジョン

・横浜市の特色と状況
・横浜市民の実態と願い
・子どもの実態と願い

横浜版学習指導要領
「知」「徳」「体」「公」「開」
未来を担う横浜の子どもの姿と５つの基本目標

第２期横浜市教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）より

世界で活躍できるためのグローバルな視点	人を思いやる優しさと豊かな感性	自立して生きていく力

開港の地　横浜の子どもたち
「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます。

尊敬される教師
誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を育成します。

信頼される学校
学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します。

愛に育まれる子どもたち
家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支え合います。

教育環境の向上
子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します。

１３の施策

学校教育ビジョン2020　**子どもが未来に夢を育むコミュニティー白幡小を創る**
◇まちの文化センター「知の伝承」　◇子どもを中心に「人が集う」交流センター　◇自然のオアシス

学校教育目標

『生きること』の大切さを学ぶ子ども
心身共に健康で、豊かな心情をもち、生き続ける意志と実践力のあるたくましい子どもを育成します。

知　自ら見つけ、自ら考え、学んだことを実生活に活かす力を育てます。
徳　自らを律しつつ、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育てます。
体　たくましく生きるための健康や体力などを育てます。
公　規範意識をもち、人間関係力の育成を図ります。　開　日本および横浜の歴史と伝統文化を尊重する心の育成を図ります。

PDCA型学校運営
学校評価・日々改善

カリキュラム改革

◆学んだことを学習や実生活に活かす力を付ける。（学ぶ意欲と考える力）
・習得、活用、探究の授業
・「横浜の時間」の充実
◆あらゆる教育活動の中で国語力を向上させ、豊かな心、コミュニケーション能力、人間関係力を創り上げていく力を付ける。
◆読解力を基盤にして確かな学力を付ける。
・学習のプロセスの明確化
・情報を収集、取り出しする力を重点
・日常の読書活動、読書活動の充実
◆ClassroomEnglish を中心に外国語活動の充実を図る。
◆体験活動で豊かな人間性を育てる。
・体験学習
・白幡ワールド　等
◆理数教育を重視し思考力を付ける。
◆小中一貫教育を進め9年間を通して子どもを育てる。（神奈川中ブロック）
◆社会変化に対応した教育を推進する。
・環境　食、キャリア、安全、情報
◆「あとあも」を大切にした心の教育を推進する。
◆健やかな体と体力づくり。

地域参画型学校運営
教育・協育・共育

家庭との連携

あいさつ、ともだち、あそび、もの
・広報委員会
・校外委員会
・成人委員会（図書）
・学年委員会
家庭学習との接続

幼小中との連携

◇幼保小担当者会◇幼保小交流会
◇小中一貫教育（神奈川中ﾌﾞﾛｯｸ）
9年間での基盤的言語能力の育成
◇小中連携担当者会
◇小中交流会（年３回）
◇小中ふれあいコンサート

地域との連携

◇白幡小いちょうの会：土曜塾
読み書き算・なかよし英語
いちょう漢字検定
花壇花植え隊・ﾌﾞｯｸﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
◇くるみの会『読み聞かせ』
◇教育ボランティア
◇地域祭り・ときめき白幡
◇白幡地区ｾﾝﾀｰｺﾝｻｰﾄ　等

学校評価

学校評価で日々改善
・学校便り web 積極的発信
・学校運営協議会（年５回）
・学校説明会（年２回）
・学年、学級懇談会
・行事アンケート
・授業評価　授業研究会
（指導主事計画訪問）
・学校経営方針への意見
・Face to Face での対応

79年の伝統を受け継ぐ特色ある教育活動

小中交流・連携　特別クラブ　読書タイム・読み聞かせ　たてわり活動
体験学習 プレイタイム 体育集会 縄跳び運動 マラソン大会 異学年交流

防犯訓練　防犯研修　実技研修　学生ボランティア導入　人の宝箱
まち comi　白幡防犯ネットワーク　白幡学援隊　開白塾

～オープンマインド～　開かれた学校

チーム白幡

一人の子どもを複数で
□チーム白幡研究体制
□特別支援協力体制
・児童支援専任、特別支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを中心とした児童支援
・ｱｼｽﾀﾝﾄﾃｨｰﾁｬｰの配置
・ﾏｲﾁｬﾚﾝｼﾞﾀｲﾑの実施
□国際教室での日本語支援
・ＴＴ、取り出しでの支援
□白幡安心安全対策委員会
□学年学校協力体制
・習熟度別授業，少人数授業
横割り授業　給食ﾛｰﾃｰｼｮﾝ
□一部教科担任制

地域と共にある学校づくり

信州型コミュニティスクール

長野県教育委員会

長野県では、これまで築き上げてきた学校と地域が連携して子どもを育てる取組を土台にして、新たに地域住民が①学校運営参画②学校支援③学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みを「信州型コミュニティスクール」(信州型ＣＳ）として整え、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。

信州型コミュニティスクールとは・・・

信州型ＣＳとは、地域住民の皆さんに、日常的に学校に来ていただき、子どもたちのことを支援していただいたり、子どもの教育や学校運営について話し合うなど、学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校です。そのために下図のような仕組みを整え、学校と地域の協働を推進します。

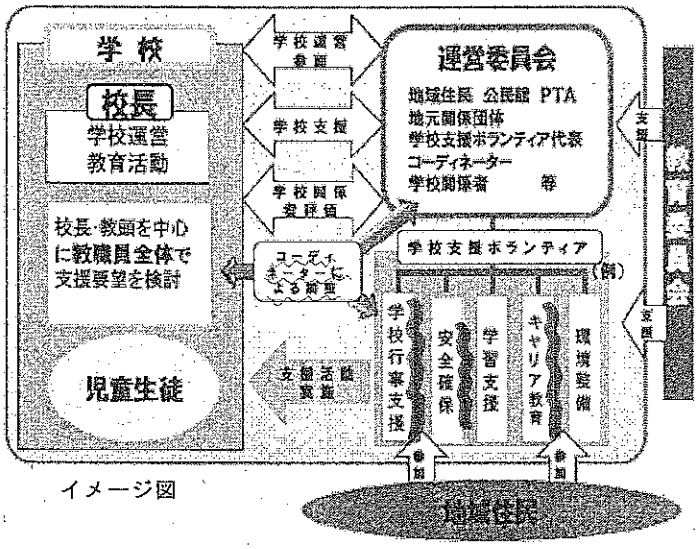

イメージ図

■運営委員会とは？

地域住民と学校が児童生徒の将来あるべき姿について「熟議」等による話し合いをする場です。３つの機能があります。

３つの機能（→Ｐ２）
①学校運営への参画
②学校支援
③学校関係者評価

■信州型ＣＳの特色は？

○３つの機能を一体的に果たすことで、相乗効果が生まれます。
○既存の組織（→Ｐ３）を生かした仕組みづくりが可能で、地域の特色を生かした実践ができます。

今、なぜ地域との連携なのでしょう

■社会情勢の中でますます高まる必要性

変動の激しい社会の中で地域との連携（開かれた学校づくり）の必要性が以下の視点から高まっています。

○社会が複雑化し多様なニーズを抱える学校教育の質的・量的な充実を図るために
○社会的自立につながる体験・交流や、郷土への愛着を育む地域学習を進めるために
☆地域住民の生きがいや学びの場づくりのために
☆過疎化や高齢化、絆の低下の中で、学校を核とした地域の活性化や地域の教育力の向上のために

■県内の状況と課題

県内では、伝統的にどの学校も地域に根ざし、地域住民に支えられた教育活動が展開されていますが、

●教員各自で地域講師を見つけて活動を行う場合、その教員の異動とともに活動が終わってしまったり、長続きしなかったりする。
●イベント的な行事になると、学校・地域双方に有用感が感じられない場合が多い。
●学校の取組がなかなか地域に伝わってこない。

などの声や課題があるようです。

＜信州の伝統＞
○学校を大切にする風土
○地域に根ざした教育

さらに推進

＜信州型ＣＳ＞
仕組みとその運用による持続的な協働

第1章　キャリア教育とは何か

第1節　キャリア教育の必要性と意義

1　キャリア教育が提唱された背景

キャリア教育の重要性が叫ばれるようになった背景には，20世紀後半におきた地球規模の情報技術革新に起因する社会経済・産業的環境の国際化，グローバリゼーションがある。その影響は日本の産業・職業界に構造的変革をもたらしたことにとどまらず，我々の日常生活にも大きな影響を及ぼしたことは周知のことである。キャリア教育導入の背景を考える上では，このような社会環境の変化が，子どもたちの成育環境を変化させたと同時に子どもたちの将来にも多大な影響を与えたことを認識することが重要である。情報技術革新は，子どもたちの成長・発達にまで及び，さらに教育の目標，教育環境にも大きな影響を与え始めている。

こうしたことを踏まえて，子どもたちをめぐる課題やキャリア教育が提唱された経緯について考えてみたい。

(1)子どもたちをめぐる課題

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え，産業・経済の構造的変化，雇用の多様化・流動化等は，子どもたち自らの将来のとらえ方にも大きな変化をもたらしている。子どもたちは，自分の将来を考えるのに役立つ理想とする大人のモデルが見付けにくく，自らの将来に向けて希望あふれる夢を描くことも容易ではなくなっている。

また，環境の変化は，子どもたちの心身の発達にも影響を与え始めている。例えば，身体的には早熟傾向にあるが，精神的・社会的側面の発達はそれに伴っておらず遅れがちであるなど，全人的発達がバランス良く促進されにくくなっている。具体的には，人間関係をうまく築くことができない，自分で意思決定できない，自己肯定感をもてない，将来に希望をもつことができない，といった子どもの増加などがこれまでも指摘されてきたところである。

とどまることなく変化する社会の中で，子どもたちが希望をもって，自立的に自分の未来を切り拓(ひら)いて生きていくためには，変化を恐れず，変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠である。そのためには，日常の教育活動を通して，学ぶ面白さや学びへの挑戦の意味を子どもたちに体得させることが大切である。子どもたちが，未知の知識や体験に関心をもち，仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して，未経験の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで，生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができる。また，多くの学校で実践されている自然体験や社会体験等の体験活動は，他者の存在の意義を認識し，社会への関心を高めたり社会との関係を学んだりする機会となり，将来の社会人としての基盤づくりともなる。さらに，子どもたちが将来自立した社会人となるための基盤をつくるためには，学校の努力だけではなく，子どもたちにかかわる家庭・地域が学校と連携して，同じ目標に向かう協力体制を築くことが不可欠である。

今，子どもたちが「生きる力」を身に付け，社会の激しい変化に流されることなく，それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し，社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められている。